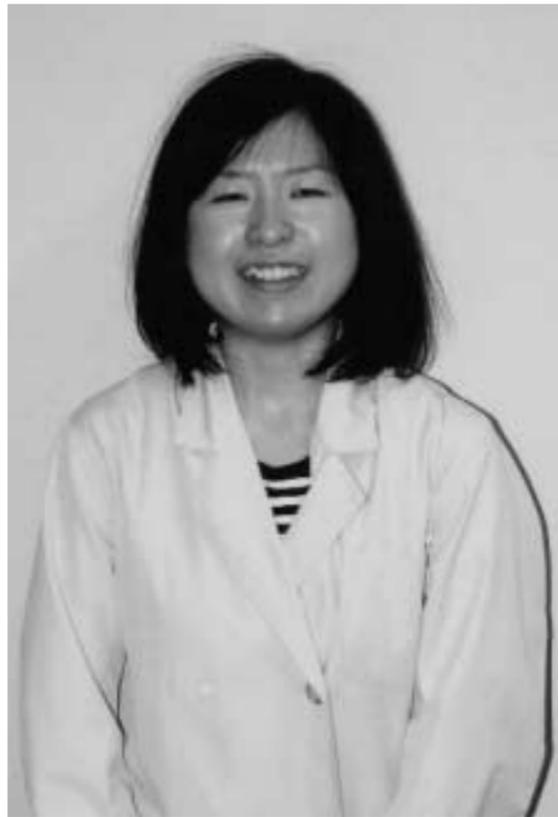


子どもにおいしい給食を提供したいです

山家 恵さん



やまが めぐさん / 昭和62年1月生まれ / 函館市上湯川町出身 / 津別町学校給食センターに勤務 / 旭町

青春

くろ-ずあつぱ

今回お話を伺ったのは、今年の4月から津別町学校給食センターに勤務する山家恵さん。トラビスチ又修道院という日本初の女子修道院が有名な函館市の上湯川町出身です。函館市立旭岡中学校、北海道函館中部高等学校を卒業後、恵庭市北海道文教大学で、健康栄養学科を専攻したそうです。

給食で気を使っていることは、「特に小さい子どもは野菜や魚を食べたがらないので、食べやすいようにスープにするなどしています」と語ってくれました。また、昨年の献立を参考にしつつオニオンスープやシンギスカンなど、独自メニューを織り交ぜるなど工夫を凝らしています。最後に、「これからやってみたいことを伺って、子ども達と一緒に給食を食べてコミュニケーションをとり、おいしい給食を提供していきたいです」と笑顔で話してくれました。

健康いきいき

認知症サポーター養成講座を開きませんか

認知症サポーターとは、認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守っていく応援者のことです。

高齢化が進む現在、認知症の方は全国に200万人以上いるといわれており、65歳以上高齢者の15人に1人の割合になっています。津別町でも200人を超える認知症のお年寄りが地域や施設で暮らしています。

私たち一人ひとりが、認知症について知り、接し方などを正しく理解することで、認知症の方や家族の方が安心して地域の中で暮らすことができます。こういった地域は、認知症の人だけでなく、障害を持った人など誰もが安心して暮らせるあたたかい地域でもあります。

認知症は誰にも起こりうる脳の病気。認知症は誰にも起こりうる脳の病気です。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果まわりの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族が疲れ切って共倒れてしまうことが

も少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らすしていくことは可能です。そのためにも地域の支え合いが必要になります。

町内のサポーターは472人に、認知症サポーターは、厚生労働省が「認知症を知り地域をつくる10力年構想」で「認知症サポーター100万人キャラバン」の一環で提唱し、全国で運動が広がっています。本年5月末に念願の100万人を突破し、また新たな運動が始まっています。

津別町内では、地域の自治会や商工会女性部、J A女性部などの団体や職場単位で講座を開催し、現在472人が認知症サポーターになっています。あなたの職場、自治会などで講座の開催を呼びかけます。

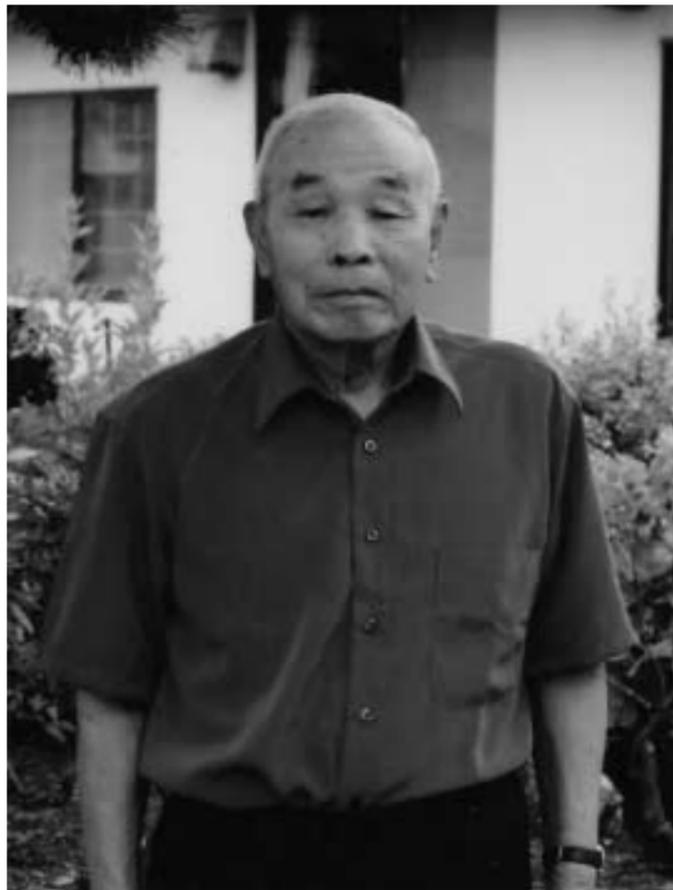
サポーター養成講座に要する時間は、おおむね1時間半が目安となります。内容は、テキストをもとにビデオやスライドを使いながら、認知症についての基礎知識や認知症の人への対応の仕方などを学びます。ぜひ、あなたの地域での開催を呼びかけます。

温故知新

【376】

狩猟歴38年

滝口信一さん



たきぐち しんいちさん / 大正14年2月津別で生まれる / 84歳 / 達美在住

農家に生まれ、二又尋常小学校を卒業した滝口さん。「小学校1年の時に父親と死別し、母親の寒家に居候をしていました」と話してくれました。昭和20年8月終戦、「兵隊から帰ってきて、夏は、食べるために農業をしていました。二又地区の周囲は道有林で、北見林務署二又駐在員事務所があり、盛んに伐採が行われていて、冬の間は山稼ぎをしました」と語る。当時、二又地区は「珪石採掘開拓の入植者などにより、80戸位いて、ハンターは22人いましたよ」

と話す。猟銃を所持したのは、「昭和26年山稼ぎの日当が500円から600円の時代、エゾリスの毛皮が一匹当り300円と高く、毛皮商が本岐、津別にいました。遠くは池田、陸別、帯広方面から競って買いに来てくれて、毛皮が飛びように売れて、狩猟をするようになりました」と語る。エゾリスの狩猟期間（現在、禁猟）は「11月15日から翌年1月31日。朝早くから歩いて山に入り、一日猟を行うと5匹から12匹捕れました」。山から帰って来たら、猟銃の掃除、弾詰が忙しいので、妻が毎日皮を剥ぎ、干してくれました。若かったので、他の人より多く捕れましたよ」と語る。山では「オヤジ」の別名があるヒクマ。熊は利口で、木登りは猫のように達者で、特に仔づれの雌熊は大変危険だと言われている。熊撃ちは「知人が、撃った熊を山から搬出するのを手伝ったとき近くに別の熊が3頭いて、親熊仔熊2頭を捕ったのが始まりです。平成元年に狩猟を止めるまでに、共同も含めて、熊を50頭近く仕留めました」と話された。狩猟、有害駆除を止めて20年経つが、熊の生態、習性を熟知していて、ハンターとしての情熱、満足感が伺えた。

暮らしを支える

税

消費税等の中間申告

個人事業者の方で、前年分の確定消費税額が一定金額を超える方は、中間申告書を提出するとともに、消費税額及び地方消費税額を納付しなければなりません。

中間申告と納税が必要な方
個人事業者の方で、平成20年分の確定消費税額が48万円を超える方は、中間申告と納税が必要です。

この「平成20年分の確定消費税額」とは、平成20年分の確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

中間申告の方法
次の二つの方法がありいずれかの方法によることができます。

前年実績による中間申告
仮決算に基づく中間申告（事業状況が平成20年と著しく異なる場合などのとき）

申告と納付期限
確定消費税の額が48万円を超え400万円以下の方は平成21年8月31日（月）までに申告・納付をしてください。振替納税をご利用の方の振替日は平成21年9月28日（月）になります。